



観光庁長官登録旅行業第 64号

株式会社 JTB

教育第二事業部

〒 141-0021

東京都品川区上大崎 2 - 2 4 - 9  
目黒 I K ビル 3 階

TEL 03-6631-3183 日本旅行業協会正会員

事業部長 高橋 弘樹

取扱管理者 佐々木 紳太郎

担当者 久下 裕

提出日 2024年 2月 22日

ご旅行名 2024 DCI World Championships

お客様からのご依頼に基づき、本書面を提出いたします。ご旅行をお申込みされる場合は、改めて「旅行条件書」、「取引条件説明書」等の書面にてご説明いたします。

1. ご旅行先、ご旅行期間、ご旅程等

105067-107-02

ご旅行先	インディアナポリス【10名参加】		
ご旅行期間	2024年 8月 7日 (水) ~ 2024年 8月 12日 (月)	5日 6日、但し機中泊	0日
ご旅程	別紙ご旅程表の通り ( 2024年 2月 22日 )		

2. ご旅行代金

ご参加者数	ご旅行代金		
6名様以上から	ツイン お一人様当り	630,000円	(内企画料金) お一人様当り 30,000円
3名様以上から	シングル お一人様当り	760,000円	(内企画料金) お一人様当り 30,000円

上記ご旅行代金の見積りは、掲記の作成日現在を基準にしておりますので、将来、運送機関の運賃・料金が改定された場合は、ご旅行代金を変更させていただくことがあります。

3. ご旅行代金に含まれるもの

- ご旅行日程に明示した航空運賃、船舶、鉄道、バス等の運賃・料金
- ご旅行日程に明示した送迎バス料金（空港～ホテル間等）
- ご旅行日程に明示した観光料金（バス料金、ガイド料金、入場料等）
- ご旅行日程に明示した宿泊地における宿泊料金及び税・サービス料金（二人部屋にお二人ずつの宿泊を基準とします。）
- ご旅行日程に明示した食事料金及び税・サービス料金（但し、機内食はご旅行代金算出から除いています。）
- お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お一人 20kg以内が原則となっておりますが、方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください）
- 添乗員が同行する場合は、その同行費用
- 企画料金：当旅行計画作成にかかる企画料金

○その他：諸費用

4. ご旅行代金に含まれないもの

前第3項に記載のないものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 渡航手続関係諸費用・・・旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続取扱料金
- オプションツアー（ジャッジクリニック ドラムコー練習見学）の代金
- お客様のご希望により、お一人部屋を使用される場合の追加料金
- クリーニング代、電話・電報・郵便料、飲物代、その他個人的性質の諸費用及びこれらに伴う税、サービス料
- 超過手荷物運搬料金
- 空港施設使用料及び空港税（2/22現在、14,870円）
- ご旅行日程に明示のない国内旅費
- 海外旅行保険料
- 燃油サーチャージ（2/22現在、88,000円）

○その他：

5. 旅行契約の解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除

(1)お申込み後、お客様のご都合により旅行契約を解除される場合又は参加人員の変更に伴う一部人員の係る契約の解除するときは、以下の料金を申し受けます。

ツイン	企画料金	・・・お一人様当り記載の企画料金
	2024年 7月 8日以降	・・・お一人様当り 126,000円（旅行代金の 20%）
	2024年 8月 5日以降	・・・お一人様当り 315,000円（旅行代金の 50%）
	旅行開始後	・・・お一人様当り 630,000円（旅行代金の 100%）
<small>（注）貸切航空機利用の場合と、本国出国時及び帰国時の船舶利用の場合は当社の旅行業約款に準拠します。</small>		
シングル	企画料金	・・・お一人様当り記載の企画料金
	2024年 7月 8日以降	・・・お一人様当り 152,000円（旅行代金の 20%）
	2024年 8月 5日以降	・・・お一人様当り 380,000円（旅行代金の 50%）
	旅行開始後	・・・お一人様当り 760,000円（旅行代金の 100%）
<small>（注）貸切航空機利用の場合と、本国出国時及び帰国時の船舶利用の場合は当社の旅行業約款に準拠します。</small>		

(2)お客様が当社所定の日までにご旅行代金を支払わない場合は、当社期日の翌日にお客様が契約を解除したものとみなします。この場合、お客様は当社に対し前号の企画料金又は取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。

6. 旅行条件の基準日

この旅行条件は、2024年 2月 22日現在の運賃・料金を基準としています。

7. その他の特記事項

【10名参加の場合】

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行をお申込みする場合において、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。